

## 特定行政庁（市長）が指定した建築物

1. 中間検査を行う区域  
足利市の全域
2. 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
  - (1) 分譲を目的とする新築に係る一の建築物であつて、主要構造部を木造とした住宅。ただし、次に掲げるものを除く。
    - ア 法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物
    - イ 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
    - ウ 法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物
    - エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた建築物
    - オ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成13年国土交通省告示第1540号）又は丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成14年国土交通省告示第411号）に適合する構造の建築物
  - (2) 新築に係る一の建築物又は増築に係る一の建築物の部分について、地階を除く階数が3以上であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以上の建築物であつて、主要構造部を鉄骨造としたもの。ただし、次に掲げるものを除く。
    - ア 法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物
    - イ 法第18条又は第85条の適用を受ける建築物
    - ウ 法第68条の20第1項の認証型式部材等である建築物
    - エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた建築物
3. 指定する特定工程
  - (1) 前項第1号に掲げる建築物にあつては、屋根工事の工程
  - (2) 前項第2号に掲げる建築物にあつては、1階部分の鉄骨の建方工事の工程
4. 指定する特定工程後の工程
  - (1) 第2項第1項に掲げる建築物にあつては、壁の内装工事又は外装工事の工程
  - (2) 第2項第2項に掲げる建築物にあつては、耐火被覆の工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠蔽する工事の工程